

Q1 認定こども園で勤務していますが、幼稚園免許の更新をしなければいけませんか？

- (A) 認定こども園は4類型ありますが、教員免許更新制度の対象となるのは「幼稚園型」及び「幼保連携型」の2つです。そこで勤務する、園長、副園長、教頭、主幹教諭・指導教諭・教諭、主幹保育教諭・指導教諭・保育教諭（※）、養護教諭、栄養教諭等が受講義務者となります。

上記以外の「保育所型」及び「地方裁量型」で勤務している職員の方については受講義務が発生しないため、旧免許状所持者の方は更新しなくても失効することはありません（この場合、「休眠」となります。）。ただし、新免許状所持者の方は受講義務の有無に関わらず、更新をしないまま有効期間の満了の日が経過すると免許は失効します。

※主幹保育教諭・指導保育教諭・保育教諭：幼保連携型認定こども園に置かれる職

Q2 幼保連携型認定こども園でパート（非常勤）の保育教諭をしています。免許の更新は必要ですか？

- (A) 常勤であるか否かに関わらず、受講義務者である「保育教諭」として発令・雇用されていれば、免許の更新は必要です。

Q3 幼稚園で「主任」をしています。更新講習の免除になりますか？

- (A) 「主任」という役割のみでは更新講習の免除対象として認められません。免許状更新講習の免除を受けるためには、教育職員免許法施行規則に規定されている免除対象職である「園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭」として発令されている必要があります。

Q4 幼稚園（幼稚園型認定こども園）で教諭として任用されていますが、現在育児休業のため免許の更新講習を受けることができません。更新しなくてもよいですか？

- (A) 教諭は受講義務者であるため、所定の期限までに更新や延期、免除のいずれかの手続を行う必要があります（事例は、幼稚園における「教諭」としてはありますが、幼保連携型における「保育教諭」も受講義務者です。）。

受講義務者である旧免許状所持者の方が何らかの手続を行わなかった場合は、所有免許状は修了確認期限の経過をもって「失効」となります（「休眠」ではありません。）。失効した免許状は、返納をしていただかなければならず、再び教員となるためには30時間の更新講習受講後に新たに免許状を申請していただく必要がありますご注意ください。

なお、事例の場合に取り得る手段としては、「手続期限までに受講を終え更新をする」、あるいは「育児休業中であることを理由にした期限の延期を行う」このいずれかが考えられます。

※ただし、免許状に有効期間が付されている新免許状の場合は、受講義務の有無に関わらず（教諭等であるか否かに関わらず）、更新等をしなければ有効期間の満了の日をもって失効します。この場合、免許状の返納は必要ありませんが、再授与の申請が必要です。

過去に遡って失効、返納手続を行う事例も発生していますので、手続漏れには十分ご注意ください。

Q5 認定こども園で保育士として発令（任用）されていますが、育児休業中のため延期はできますか？

- (A) 「保育士」は受講義務者ではないため、延期又は延長の手続きはできません。ただし、受講義務者ではない旧免許状所持者の場合、更新等をしないまま修了確認期限を経過しても、その免許状は「失効」ではなく「休眠状態」となるため、免許状を返納等が生じることはありません。その後、再び教員として勤務するためには、有効な状態に戻す手続（「回復」といいます。）が必要です。

※ただし、Q4にもあるように、新免許状の場合は受講義務の有無にかかわらず、更新等をしていなければ、その免許は「失効」します。休眠ではないため、失効後に再び有効な教員免許状を所有するための手続は「再授与」となります。

Q6 **私は保育所型認定こども園で勤務している保育士ですが、どうすれば教員免許の更新ができますか？**

(A) 教員免許の更新講習は現職教員の他、「教員採用内定者」、「教育委員会が作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに掲載されている者」、「過去に教員として勤務した経験のある者」、「認定こども園、認可保育所または幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務する保育士」といった方が受講することができます。

事例のように、「認定こども園や認可保育所で勤務する保育士」の方は現所属長（園長）が受講対象者証明をすることにより受講することができます（※幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設の保育士の場合は、当該施設の設置者の証明。）。

なお、上記の認定こども園等以外で勤務する保育士の方（現勤務園での証明では受講できない場合）が更新講習の受講を希望する場合は、【大分県教育委員会の臨時講師登録】が必要です。この臨時講師登録がされている方については、教育委員会で受講対象者証明をすることができます。このための臨時講師登録（WEB登録）をする際は、【第1志望】の校種を特別支援学校、教科を幼稚部とし、履歴書等は【大分県教育庁教育人事課県立学校人事班】へ提出をしてください。

<大分県教育委員会が受講対象者証明を行う場合の流れ>

①インターネットで「大分県教育委員会 臨時講師」と検索し、登録用ページからWEB上での登録をしたあと、所定の履歴書等を提出する。

②受講する大学から提出を求められている証明書の様式を提出する。

※証明書の受け取り方法等については、担当者と相談してください。

③教育委員会が発行した受講対象者証明書が届き次第、受講予定大学へ提出する。

Q7 **現在、認可保育所で保育士として勤務していますが、令和4年4月1日より現在の勤務園が「幼保連携型認定こども園」に移行し、同日付で「保育教諭」として発令される予定です。いつから受講義務が発生しますか？**

(A) 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行し、保育教諭として発令された時点で受講義務が発生します。よって、事例の場合は、令和4年4月1日から受講義務者となりますので、お持ちの免許が失効することのないよう、自身の修了確認期限または有効期間の満了の日を正確に把握することが重要になります。

なお、受講義務が発生してから（教員になってから）修了確認期限または有効期間の満了の日までが2年2か月未満の場合、その有効期限を延期（延長）することができます。ただし、これには申請が必要ですので、このことによる延期（延長）手続をお考えの場合は、一度採用試験・免許班までご連絡ください。

Q8 **幼保連携型認定こども園の「保育教諭」に関する経過措置とは何ですか？**

(A) 平成27年4月1日に施行された改正認定こども園法により、幼保連携型認定こども園の職員である「保育教諭」には、保育士資格及び幼稚園教諭免許状の併有が求められるようになりましたが、同法施行日から10年間については、どちらか一方の資格・免許だけでも「保育教諭」として勤務することができます。

また、この経過措置期間内については、両方の資格・免許の取得を促進するため、保育士としての実務経験があれば、通常より少ない単位数で幼稚園免許を取得することができるようになっていきます（Q9を参照）。

これらの経過措置は前述のとおり、施行日から10年間の期限付きとなっており、同措置は令和6年度末（令和7年3月31日）をもって終了します。経過措置期間終了後、幼保連携型認定こども園の保育教諭は両資格・免許を併有していなければなりませんので、幼稚園教諭免許状を未取得の方、または、所有する免許状が休眠状態となっている方は十分注意してください。

Q9 保育士としての実務経験があれば、少ない単位数で幼稚園教諭免許状の取得ができると聞いていますが、その詳細を教えてください。

(A) 「保育士資格」及び「幼稚園教諭免許状」両方の資格・免許の併有を促進するために、令和6年度末までの期限付きで設けられている幼稚園教諭免許状の取得に係る特例制度があります（以下、単に「特例制度」といいます。）。

この特例制度は、
・保育士資格取得後（保育士登録後）に特例制度の対象施設において、保育士としての良好な実務成績が「3年以上かつ4,320時間以上」あること
・所定の8単位を大学等で修得すること
この2点を要件満たした上で、授与権者が行う教職員検定に合格をすることで幼稚園教諭普通免許状が授与されるというものです。

本特例制度は、前述のとおり令和6年度末（令和7年3月31日）までの期限付きとなっていますので、特例制度を利用しての幼稚園教諭免許状の取得を検討されている方は、期限内に取得ができるよう単位修得のスケジュール等にご注意ください。

なお、必要な単位の相談や対象施設に合致するかどうかの確認等については、直接、採用試験・免許班までお問い合わせください。

（参考1）実務経験の対象となる施設

- ・幼稚園
- ・幼保連携型認定こども園
- ・上記以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・認可保育所
- ・認定こども園である認可外保育施設
- ・小規模保育事業（地域型保育事業として認可されたもの）
- ・事業所内保育事業（地域型保育事業として認可されたもの）
- ・公立の認可外保育施設
- ・幼稚園併設型認可外保育施設
- ・指導監督基準を満たす認可外保育施設

（指導監督基準を満たす旨の証明書を受けた日以降のものに限る）

※いずれの場合も、保育士登録をした日以降で、上記施設において保育士等として良好な勤務成績であれば、特例制度を受けるための実務経験として認められる。

（参考2）必要な単位：8単位

- ・保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目：2単位以上
- ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）：2単位以上
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）：2単位以上

※日本国憲法（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意すること。）

- ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）：1単位以上
- ・幼児理解の理論及び方法：1単位以上